

都市機能誘導施設の設定に係るヒアリングについて

1 目的

都市機能誘導施設の設定に係る検討にあたり、候補施設の立地状況を把握するとともに、関係機関に個別にヒアリングを実施し、候補施設の各地域における過不足や、将来を見据えた効率化・合理化計画、再編計画等の有無について確認するため。

2 調査対象および施設立地の動向等

(1) 市が所管する行政施設全般

- ・今後、個別施設ごとに改修、建替等の見通しを整理する予定であり、実際に建替や統合をする際には、施設の用途や周辺類似施設との関係性を踏まえ実施する方針としている。
- ・その際、施設の利用圏によっては都市機能・居住の各誘導区域を考慮することが想定され、特に中広域利用施設については、誘導区域内への立地が考えられる。

(2) 介護・福祉施設

- ・通所系サービスの事業所として、通所介護、密着通所介護、認知症対応型通所介護、通所リハビリテーション、小規模多機能居宅介護、看護小規模居宅介護がある。
- ・いずれの施設も、利用者自ら通うことは想定されておらず、事業所の送迎車で行われている。
- ・各通所介護施設は、秋田市全域の各地域に分散して配置されていることが望ましい。
- ・65歳以上人口に対する通所介護・地域密着型通所介護の中央地区における配置は、東部、南部地区と同程度である。
- ・現状、小規模多機能居宅介護以外は、市場原理に任せ、地区等を指定していない。

(3) 子育て支援施設

- ・既存施設の撤退等のリスクや、公立保育所の民間移行も視野に入れ、地域利用型施設の「特定教育・保育施設」「地域型保育事業」を全拠点で都市機能誘導施設に位置付けるべき。
- ・「企業主導型保育事業」は、企業の意味で整備を行うもののため、特定地域への誘導は困難である。

(4) 商業施設

- ・一定規模を超えるスーパーマーケットなどは、用途地域や土地の広さ等、立地できる場所が限られていることに加え、各事業者が個別の方針により店舗を展開している。

(5) 医療施設

- ・現時点では、病院・診療所とも市内全域に広く立地しており、基本的には需給バランスがとれていると捉えている。
- ・秋田市を含む秋田周辺医療圏（二次医療圏）は病床過剰地域となっており、病院および有床診療所が増えることは想定されていない。

(6) 教育施設（小・中学校）

- ・「秋田市小・中学校の適正配置等に関する提言（平成28年2月）」を受け、適正配置に係る検討を行っている最中であり、現時点で個別具体的な統廃合・適正配置の方針はない。
- ・今後の適正配置に向けた作業方針としては、エリアごとの学校数の検討した上で、具体的な統廃合の計画および廃校舎の利用方針を検討する予定としている。